

ほしいも王国いばらきプレミアム認定要領

(目的)

第1条 この要領は、ほしいも王国いばらきプレミアムの認定に係る必要な手続き等について定めるものとする。

(認定基準)

第2条 認定基準は別表の「ほしいも王国いばらきプレミアム認定基準」とする。

(認定の対象)

第3条 認定の対象は、茨城県内で生産されたかんしょを原料とし、かつ茨城県内で加工されたほしいもとする。また、認定の範囲は、認定品と同一品種で同一年産の原料いもかつ同一の工程で製造される製品とする。

(認定の申請資格)

第4条 認定の申請を行うことができる者は、認定の対象となるほしいもを製造している個人、企業、及び団体であって、茨城県内に主たる事業所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは対象としない。

(1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者

(2) (1) のほか、反社会勢力と密接な関係を有する者

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ほしいも王国いばらきプレミアム認定申請書（様式第1号）に、必要な書類を添付して県農林水産部産地振興課に提出するものとする。

2 受付の期間は、別に定める。

(不誠実行為の禁止)

第6条 申請者は、認定の申請に当たり、事実と異なった内容等の不誠実行為を行ってはならない。

(認定の要件)

第7条 次のすべてに該当すること。

(1) 「ほしいも王国いばらきプレミアム認定基準」を満たしているほしいもであること。
(2) (1) を定期的に検査・確認し、記録すること。

検査頻度は、原料いもの糖度及びほしいものの糖度は毎日（製造ロットごと）、ほしいものの水分率及び水分活性は定期的に行うものとする（ほしいものの製造期間中に限る）。

(申請内容の審査)

第8条 申請内容の審査は県が行う。

2 県は、審査終了後も提出された書類を申請者に返却することはない。

(認定の決定)

第9条 県は、審査の結果に基づき認定することが適當と認める場合は、認定を決定するものとし、認定された当該申請者（以下「認定事業者」という。）に対してほしいも王国いばらきプレミアム認定結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 県は、審査の結果に基づき認定することが適當でないと認めるときは、認定しないものとし、当該申請者に対して様式第2号により通知するものとする。

3 県は、認定事業者に対して、認定マークの使用を許可する。

(認定の表示等)

第10条 認定事業者は、認定を受けたほしいもを販売する際に、その包装及び容器等に認定マークを表示するものとする。

2 認定マークは、認定品以外に表示してはならない。

認定マークのイメージ



(実績報告)

第11条 認定事業者は、認定品の販売が終了したときは、販売終了した日から起算して30日を経過した日までに、「ほしいも王国いばらきプレミアム」販売実績報告書（様式第3号）を県産地振興課に提出しなければならない。

(認定事業者の責務)

第12条 認定事業者は、当該認定品の情報発信を積極的に行い、茨城県産ほしいものイメージアップに努めること。

2 認定事業者は、製造したほしいもが認定基準を満たしているかを定期的に検査・確認、記録し、適正な品質管理並びに流通体制の整備に努めること。

(認定の監査)

第13条 県は、認定品の品質管理の確認のため、必要に応じて認定事業者に監査に入ることができるものとし、認定事業者は、これを求められた場合、応じなければならない。

(認定の取り消し)

第14条 県は、認定品又は認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準を満たさなくなった場合
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明した場合
- (3) 認定品の販売を中止した場合
- (4) 公序良俗に反し、又はその恐れがあると認められるとき

(損害に対する責務)

第15条 県及び委員会は、認定事業者が行う事業活動又は認定品によって損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

附 則

この要領は、令和5年12月6日から適用する。

附 則

この要領の改正は、令和7年2月3日から適用する。

附 則

この要領の改正は、令和7年12月8日から適用する。

(別表)

ほしいも王国いばらきプレミアム認定基準

項目	内容	備考
原料いも	<ul style="list-style-type: none">・茨城県産のかんしょ・糖度 (Brix 値) 13%以上に糖化を確認後、加工	
加工過程	<ul style="list-style-type: none">・茨城県内で加工・HACCP に沿った衛生管理の実施	※
ほしいも	<ul style="list-style-type: none">・水分率 : 20%以上・糖度 (Brix 値) : 65%以上・水分活性 : 0.81 以下・色、形状 : 優れるもの・適切な賞味期限、保存方法を設定	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> ※

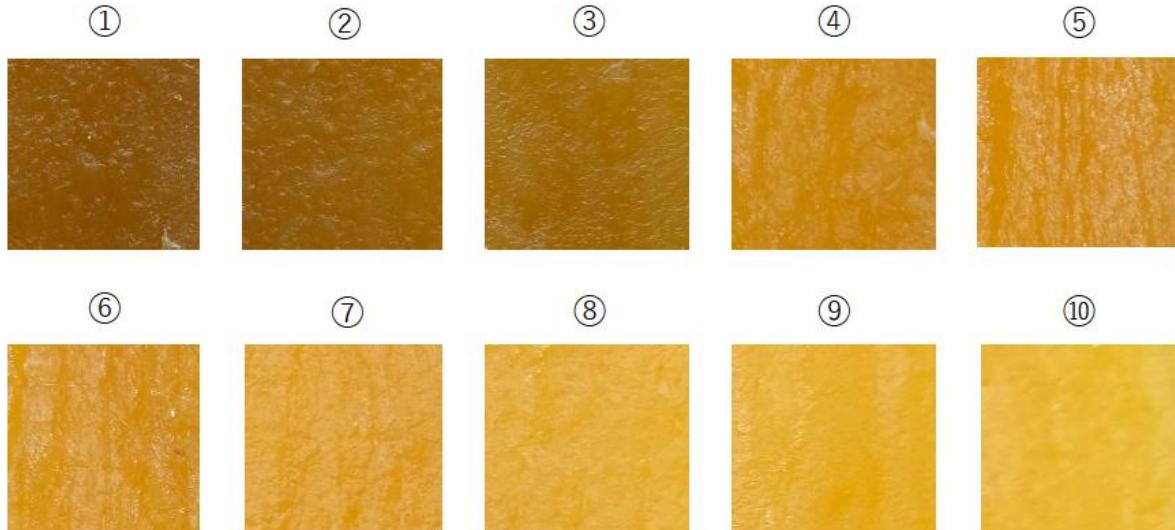
○印の項目については申請時に分析機関での測定結果を添付。

なお、認定後の定期的な検査・確認については申請者による自主測定も認める。

※印の項目については根拠となる資料を添付。

ほしいもカラーチャート

品種：べにはるか



※同一包装内で、前後 1 段階以上のバラつきがないこと。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所（所在地）
氏名（名 称）
(代表者)
電話番号

ほしいも王国いばらきプレミアム認定申請書

ほしいも王国いばらきプレミアムの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 ほしいも王国いばらきプレミアム認定申請調書（別記様式1）
- 2 誓約書（別記様式2）
- 3 申請内容を証明する書類
- 4 製品の写真（包装前（ほしいもの色、形状が確認できる）状態及び販売用に包装された状態）

別記様式1

年 月 日

ほしいも王国いばらきプレミアム認定申請調書

1 申請者の概要

ふりがな 法人等の名称				
ふりがな 代表者名				
所在地又は住所				
申請に関する 担当者連絡先	担当者名			
	TEL			
	FAX			
	E-mail			

2 原料いも（認定申請品）に関すること

ほ場の所在地				
品種名				
加工時の糖度	(原料いもの糖度を 記載すること) 度	糖度測定方法（推奨） ①. 原料いもの中央部を輪切り（厚さ約5cm）にする。 ②. ①の表層部を厚さ5mm程度で切り落とし、取り除く。 (右図のように赤点線部の外側（黄色部）を取り除く) ③. ②で残った中央部をおろし金ですりおろし、ガーゼで絞り、搾汁する。 十分に攪拌した搾汁を糖度計（デジタル糖度計、屈折糖度計）に滴下し、 直ち（1秒以内）に計測する。 この操作を5本行った平均値を原料いもの糖度とする。	① ② 	
その他 〔原料いも生産に 関するこだわり〕	(任意記述欄)			

3 加工工程（認定申請品）に関すること

加工場の所在地			
衛生管理状況	(営業届出の有無、食品衛生責任者の有無、衛生管理の取組状況、確認体制等について記載するとともに、衛生管理計画及び記録表等の写しを添付すること)		

4 製品（認定申請品）に関すること

乾燥条件	乾燥条件（乾燥方法等）
製品の糖度 水分率 水分活性	<p>※品質分析機関による測定値を記載するとともに、品質分析機関が発行した分析結果（申請日から1カ月以内）等の写しを添付すること。</p> <p>糖度： 水分率： 水分活性：</p>
賞味期限 保存方法	<p>※賞味期限や保存方法を設定した根拠となる分析結果等の写しを添付すること。</p> <p>賞味期限： 保存方法：</p>
認定基準 確認体制	<p>※認定後も製品が継続して認定基準を超えているかを確認すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の項目を定期的に測定し記録します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原料いもの糖度（毎日） (測定方法：) ・ほしいものの糖度（毎日） (測定方法：) ・水分率 (測定間隔：(例) 1週間に1回、) (測定間隔を定めた根拠：) (測定方法：) ・水分活性 (測定間隔：(例) 1週間に1回、) (測定間隔を定めた根拠：) (測定方法：)
認定品 販売期間	<p>※認定品と同一品種で同一年産の原料いもかつ同一の工程で製造される製品の販売期間を記載すること。</p> <p>令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日</p>
その他	(任意記述欄)

別記様式2

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名 称)
(代表者)
電話番号

誓 約 書

ほしいも王国いばらきプレミアム認定申請を行うに当たり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。

また、申請資格を有しないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為があつた場合は、ほしいも王国いばらきプレミアムの認定対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

記

- 1 ほしいも王国いばらきプレミアム認定要領に規定する要件を満たしておりますので、申請資格を有しています。
- 2 ほしいも王国いばらきプレミアム認定申請書等の提出書類に記載の事項は事実に相違ないことを確約します。

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

認定事業者 殿

茨城県知事

ほしいも王国いばらきプレミアム認定結果通知書

年 月 日付けで申請のあったほしいも王国いばらきプレミアム認定について審査した結果、認定（すること・しないこと）と決定しましたので通知します。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

認定事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
(代表者)

「ほしいも王国いばらきプレミアム」販売実績報告書

年 月 日付け 号で認定された製品について下記のとおり販売を行いましたので報告します。

品種名	
販売期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
販売数量	kg
販売価格（税抜）	(例) 2,000円/ (400 g) • 円/ (g) ※商品の内容量を記載ください。 • 円/ (g) ※商品の内容量を記載ください。
販売先	
認定取得による効果	(例) 認定品を通常品より約100円高く販売し、完売した。 認定取得により販売先が1社増加した、等。

※認定品としてシールを貼付して販売した製品について記載すること。

※認定品の検査記録（原料いもの糖度、およびほしいものの糖度・水分率・水分活性）を合わせて提出すること。